

# 告発状

(と称する怪文書)

東京地方検察庁 検事正 殿

令和元年 月 日

告発人

氏名

印

住所

〒

被告発人

羽賀芳和 (余命三年時事日記主催者)

〒175-0082

東京都板橋区高島平二丁目26番3-1427号

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

(詐欺)

刑法第246条

- 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

## 第三 告発の事実関係

上記、余命三年時事日記読者が、被告発人 羽賀芳和の煽動により、5万円を基金として、一般社団法人やまもしくは うずしお に振り込みし 960人の会に入れば、「選定当事者代理人」なるモノが裁判に出廷し、代理答弁するので、弁護士からの和解書や裁判所からの特別送達等は無視していいと騙し、さらに、選定書及び告発状なる怪文書に署名捺印させることで、横浜地方裁判所 事件番号「平成30年(ワ)第4206号 損害賠償請求事件」として提訴したまではよかったが、700人を超える読者が、3億6千万円の反訴地獄に喘いでいる詐欺事件である。

羽賀芳和は明らかに虚偽説明、造語詐欺、寄付金搾取、報告義務違反、責任転嫁、卑怯な逃亡しており、この件だけではなく、他の方々もこのような詐欺被害に遭われている可能性があると思量し、告発したものである。なお、証拠と証拠説明は令和元年7月26日づけ「懲戒請求事件全国被害者の会」共同代表の告発状と同様である。

以上